

**「牧野博士の新休日」ガイドブック vol. 2 作成等委託業務
公募型プロポーザル企画提案書作成要領**

連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

※すべて片面印刷にしてください。

※2～7 は特に書式を指定しません。

※各頁に会社名の記載をお願いします。

| 番号 | 提出書類の名称 | 規格及び制限枚数 | 提出部数 |
|----|--|--------------------------------------|------------------------|
| 1 | 応募用紙 | 【様式1】 A4 縦、1 枚まで | 正本 1 部 副本 7 部 |
| 2 | 基本コンセプト | 【様式任意】 A4 縦、1 枚まで | |
| 3 | 特集ページの提案 牧野博士について（参考台割 P. 5-6）の企画提案 特集ページのタイトル、掲載イメージ等を提案してください。 仕様書の内容をもとに、vol. 1 と違う切り口または見せ方の提案をしてください。 画像を使う場合は各自で手配してください。（仮画像で可） テキストはダミー可。 | 【様式任意】 A4 縦、2 枚まで (A3 横、1 枚も可) | |
| 4 | 特集ページの提案 高知県立牧野植物園 1（参考台割 P. 7-8）の企画提案 特集ページのタイトル、掲載イメージ等を提案してください。 画像を使う場合は各自で手配してください。（仮画像で可） テキストはダミー可。 | 【様式任意】 A4 縦、2 枚まで (A3 横、1 枚も可) | |
| 5 | テキスト 特集ページ（参考台割 P. 11～15）及び高知の食ページ（P. 29-30）に掲載を予定している①～④の紹介文例をそれぞれ 100～120 字で作成してください。（所在地、電話番号等の情報は含めない。） ① 青源寺（佐川町） ② 横倉山トレッキング（越知町） ③ 桂浜公園（高知市） ④ 皿鉢料理 | 【様式任意】 A4 縦、1 枚まで | |
| 6 | 実施体制 取材・編集・制作・校正から印刷、配送までの各業務に従事する人員体制を記載してください。 類似業務の実績等があれば記載してください。 | 【様式任意】 A4 縦、2 枚まで | |

| 番号 | 提出書類の名称 | 規格及び制限枚数 | 提出 部数 |
|----|--|-----------------------------|----------|
| 7 | 見積書 ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額としてください。 ・見積項目は、仕様書に定める業務の項目に沿ってできる限り細分化し、かつ数量と単価が分かるよう記載してください。 ・以下の項目が分かるようにしてください。 ① 企画・取材・撮影・編集・デザイン等 ② 印刷・製本 ③ 発送 ④ デジタルパンフレット作成 ⑤ その他 | 【様式任意】 A4 縦、1 枚まで | |

2 提出方法

持参、または郵送（書留郵便または配達証明）に限る。

3 提出期限

令和5年6月6日（火）15時**必着**

※この期限までに有効な提出書類のすべての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-0056 高知県高知市北本町二丁目 10-10（こうち旅広場内）
 公益財団法人高知県観光コンベンション協会
 連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会 担当：森田・安岡
 TEL 088-823-1434

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電子メールでお知らせします。

6 企画提案のポイント

以下を踏まえて提案してください。

- (1) 使用期間は、令和5年10月から令和6年3月までの秋・冬～早春を想定している。
- (2) 大都市圏等の高知県外（発地）での配布に加え、高知県内（着地）でも配布する。
- (3) 高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」では、従来の本県への主たる観光客層（年代別では40・50代が半数近く、男女別では男性が6～7割を占める。）に加えて、「若者」「女性」などの新しいターゲット層を取り込むことを意識している。
- (4) 読み物として終わらず、本県への来訪と県内周遊を促進するような実用的なガイドブックであることが望ましい。

7 提案書類等についての留意事項

- (1) 提案は1者1提案までとします。

- (2) 提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 見積書へは本事業の実施にかかる全ての経費を記載してください。
見積限度額は 11,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）です。
- (4) 提出された提案書類が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ①虚偽の内容が記載されているもの
 - ②提案書類の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (5) 提案書類は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮してください。
- (6) 成果品の著作権は委託者と受託者の共有とし、原則として委託者の運営、広報等のために必要な範囲内で、委託者自らが複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすること、または当協議会の委託した第三者をして複製させ、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとします。ただし、作成の都合上やむをえず、著作権を委託者に譲渡できない地図、写真、文章等を使用する場合は、事前に委託者に申し入れを行い、了解を得ることとします。委託者に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度委託者と受託者とで協議することとします。